

## 平成 30 年度第 1 回菰野町地域公共交通会議 議事録

<b>開催日時</b>	平成 30 年 6 月 25 日（月） 9 時 30 分～11 時 45 分				
<b>開催場所</b>	菰野町庁舎 4 階大会議室				
<b>出席委員</b>	25 名（うち代理出席 1 名）	<b>欠席委員</b>	0 名	<b>傍聴人</b>	9 名
<b>議事次第</b>	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項 各公共交通機関の実績について</p> <p>3 協議事項 （1）地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について （2）デマンド交通の試行運行実施計画（案）について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>				
	<p>1 開会</p> <p>事務局から、委員 25 名のうち、24 名（代理含む。後に委員 1 名が遅参して 25 名に）が出席しており、会議が成立したことを報告</p> <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各公共交通機関の実績について</li> </ul> <p>事務局から資料 1-1、1-2、1-3、1-4、社会福祉協議会から資料 1-5 に基づき説明 資料 1-2、1-3 については、平成 29 年度第 2 回の公共交通会議で配布した資料と同様であることを説明</p> <p style="text-align: center;">————— 質疑、意見なし —————</p>				

### 3 協議事項

#### (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

##### 事務局から資料2に基づき説明

(座 長) いくつか追加してほしい内容があります。まず「目的・必要性」のところは、なぜ必要かということを加える必要があります。もしか号がとても大事で、その中の3路線が地域間幹線と接続していて、公共交通をきちんと形成していくためにこの事業が必要である趣旨を追加することが一点です。次に、「9.開催状況と主な議論」ですが、地域内フィーダー系統確保維持計画策定の協議について書かれていませんので、平成27年から当該事業の計画策定についてという協議事項を入れておく必要があります。

————— 質疑、意見なし —————

(座 長) それでは、協議事項「(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について」、御異議はございませんでしょうか。

————— 「異議なし」のお声 —————

(座 長) 「異議なし」というお言葉を頂きましたので、協議事項「(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について」、合意いただいたものいたします。

#### (2) デマンド交通の試行運行実施計画（案）について

##### 事務局から資料3-1、別紙、3-2に基づき説明

※ 資料3-1、別紙については委員に事前配布

————— 質疑、意見等 —————

(委 員) 車を用意していただくのは貸切り状態で1台だけとのことですが、(デマンドの予約が)時間的に重複した場合は町のほうで調整をするという

ことでしょうか。

(事務局) 今回予算的な部分でも試行期間は1台の貸切りで運行するため、まずはある程度需要を把握したい思いがございます。予約が重複した場合は、時間をずらして次の時間に利用をお願いしますが、試行期間を通して時間帯によって2台、3台必要があれば今後検討していきたいです。

(委員) 小学校や中学校の学生が利用することは全く考えていないということですね。例えば、(かもしか号の5コースである)大羽根園の線を廃止とすると、通学で体調が悪い子がバスを利用することができないので不便が生じると思います。臨時的に学生が使うことは無理ということでしょうか。

(事務局) デマンドの利用者の方は基本的に限定しないつもりで考えていますので、どなたでも使っていただけます。ただ、時間帯が8時～17時に限られていますので、その時間の中での利用になります。

(座長) (廃止をする)4、5コースを通学で使っている子はいるの。

(事務局) (平成28年度に)実際に乗車し調査した時点では、4、5コースの利用はほとんど高齢者に限定されていて、学生の利用はありませんでした。小学生であればどちらかというと7時台の8、9コースを利用するケースが多いと思われれます。

試行運行期間中は、お金の問題もあるため基本1台の貸し切りで考えていますが、今後試行運行を踏まえてエリアの拡大や運行方法の見直しをする場合には、乗車の方法を事業者と協議させていただきながら、(混雑時のみ)増車していただくとか、貸し切りの台数を増やすなど、状況を踏まえて検討していきます。

(座長) タクシーを利用したデマンドの方法は、大きく分けて2つのやり方があります。一つは普通にタクシーとして運行していますが、デマンドの予約が入った時にはタクシー車両をデマンドに切り替えるやり方です。もう一つは、デマンドの専用車を決め、タクシーを呼ばれても対応しない代わりに、デマンドで呼ばれたらすぐに対応できるようにするというものです。

前者の方が安く済んだり、需要が多いときに対応できるというメリッ

トがある一方で、デマンドの予約が多いときは大体タクシーの予約も多いので、タクシーで対応できなくなるといったことが起こります。逆にデマンド専用車を決めておくと、かなりデマンドで行ってくれるということですが、それだけ(専用車のみの運行)だと需要が多いとデマンドが足りなくなることがあります。

なので、その中間としてある程度はデマンド専用車両を用意し、場合によっては余裕のあるタクシー車両をデマンドに回すという対応も一応可能であると、そういうことですね。

(委員) 対応可能ですが、そのように使うのは問題がありますか。

(委員) まずは、当然予算の話があります。試行ということで、デマンド専用車両を導入する計画となっていますが、需要がすごくある場合には途中からタクシーの車両をデマンドに流用することを検討していると申請時に記入しておいていただけると、対応させていただきます。

(座長) 貸切りにしていれば一台の料金のみであるが、追車をすると追加料金が発生するため、事務局としては、試行運行中は予算上困難ということではよろしかったですか。最初に(車が足りず予約が)無理といわれると、二度と使われなくなるので、経験上、最初は特に対応が必要かと考えます。早い段階の検討をお願いしたいです。

許可の方ですが、本来乗り合いについては道路運送法4条の許可を取る必要がありますが、今回は21条で許可を取ろうとしています。これは、4条はずっと運行するものですが、21条は実証実験として最長3年で取ることができるということで、法令上手続きも簡易であるので、今回はこちらでいく話となっています。軌道に乗れば4条に切り替えていくという状況です。使用する車両については、申請時に全て申告が必要であるので、(タクシーの車両をデマンドに流用可能な状態で)申請だけはしておいて、予算は検討する方向で進めるとよいかと考えます。

(事務局) その方向性で検討させていただきます。

ただ、予算としては試行運行中の半年間は特に難しいと思われるので、需要の状況によって検討していきます。

(委員) 時間的な問題で、(デマンドの運用範囲を)町内一円をいち早く網羅する方法を検討してほしいです。もう一点、A地点の乗車地点が自宅から

近い、乗りやすい所であれば利用者数が多くなると思いますので、A地点数をできるだけ多くしていただけるよう、御検討いただくよう要望します。

(事務局) 試行の結果を受けてどのようにしていくか、また、事業者がどこまで対応していただけるかといった部分も十分協議させていただく必要があらうかと思っておりますので、その点を踏まえて検討していきます。

また、A地点については少なくとも、既存のコミュニティバスの乗降ポイントだけでなく、公会所、公園、地元の商店などの細かい設定をさせていただきたいと思っております。A地点は増やそうと思えば増やせるものであると考えていますので、ある程度初めは絞った形で、実際の御意見を頂きながら検討していきます。

(座 長) B地点の公募について期間が明確ではないようですが、どのように考えていますか。

(事務局) この会議で合意を得られれば早々に公募に向けた取組を進めていきたいと思っております。ただ、どのタイミングからというのは、現時点ではまだ内部的な検討もありますので、それを踏まえてしかるべきタイミングで公表できるようには進めていきたいと考えています。

(座 長) 10月運行であれば、6月時点で決まっていないのは間に合うか、告知できるか不安です。また、特にA地点については、法令上は不要ですが、新しい乗降地点は安心の獲得のために警察に確認してもらう必要があることを御注意いただきたい。

資料3-1の3ページの事前登録者の地点登録について、当初から始めると混乱しそうですが、どこかから始められたらと思います。いつ頃できそうですか。

(事務局) システムを導入することで、電話以外にもインターネット予約ができるような仕組みにしていきたいと考えています。今年度内に導入を考えており、このインターネット予約の(導入)タイミングで(地点登録についても導入)できたらと考えています。

(座 長) B地点の数で利用するか、しないかが全く変わってくる可能性があります。菰野厚生病院以外の病院が今のところ全く挙がっていない状態な

ので、場所によっては不便になる可能性もあるかと。告知は遅くとも9月から始める必要があるとして、公募も1ヶ月ほど必要になりますよね。この公募とはどのようなことを考えていますか。

(事務局) B地点については、公共施設、鉄道駅、停留所、拠点病院は基本として考えていきたいという思いがあり、設定させていただいています。ただ、それ以外の民間施設についてもB地点に設定してほしいという御意見等はあるかと思しますので、そういったものも含めて「公募等」とさせていただきます。

(座長) 他の自治体では初めから病院、公共施設、既存の停留所は全て挙げていて、商工会商店については商工会経由で各店前に停留所を置いてほしいかどうかを聞いて、基本的に認める方針となりました。明確な基準の提示が必要になります。立ち上がりがとても重要なので、十分御検討いただきたいです。

(委員) コミュニティバスの停留所となっているA地点からA地点の移動ができないと不便と感じるのではないのでしょうか。例えば菰野中学校前から潤田南には、どちらもA地点であるため、B地点の町民センターまでいかなないとデマンドは利用できないといった不便さがあるように思います。

(事務局) 乗る場所の登録はできます。B地点からA地点までも使えます。A地点の間だけが利用できないということで、A地点の登録については地域の要望を聞きながら増やしていきたいと考えています。

(座長) 基本的には明確な目的のためのB地点へ行くために使用してもらうことが目的で、任意の場所へ行く場合にはタクシーを利用してもらうという考えです。

(委員) B地点にスーパーを加えていただきたいと思います。買い物ボランティアをやっているのですが、本当は見たいという思いがある方でも、私たちが乗せて行くことはできません。利用者が登録して自宅からスーパーに行けるようにできれば、高齢者でも自分で品物を見て、ボランティアが付き添って買い物ができると思います。ボランティアの付添料金がかかってでも行きたいとおっしゃる方もみえると思います。

(事務局) 御自身で買い物に行きたいという方の中には、実際にあいあい自動車の利用をされている方もみえると思います。ドアツードアの部分はあいあい自動車やタクシーを利用していただき、デマンドでも利用できるような民間施設の登録も今後検討していきます。

(委員) B地点については広く設定していただけたらと思います。また、予約の受付を利用日の7日前から開始するというのですが、これがもう少し広がるようにお願いしたいです。

(事務局) (予約期間が)7日前というのは、1週間の生活リズムをおおよそ持ってみえる方であれば、1週間前に予約しておくといったイメージで設定させていただいたものであります。試行期間の中で、この7日前というのがもう少し前から予約できると良いのではないかと、そのような御意見が出てこようかと思えます。そういう意見を踏まえながらその部分は検討していきます。

(座長) デマンド交通の計画の中で、具体的な内容について整理がされていない部分はいくつかありますので、それらの内容については、8月下旬に会議を開催し、10月1日からの運行を21条の規定に基づいた運行の許可申請に至るよう再度協議する方針とさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いいたします。

————— 委員全員挙手 —————

(座長) 全員の挙手を頂きましたので、協議事項「(2)デマンド交通の試行運行実施計画(案)について」、このような方針で進め、詳細については再度協議させていただきたいと思えます。

#### 4 その他

**三重交通株式会社四日市営業所から湯の山線及び名古屋湯の山高速線の路線変更について報告。**

もしか大橋の開通に伴い、鈴鹿スカイラインを通る路線に9月中旬を目途に乗せ換えを行う。冬の運行に関しては、冬季通行止めも含め状況によって柔軟に検討予定。

事務連絡

(事務局) 本日協議していただいた内容について、8月の末にもう少し詳細な内容で計画をお示しさせていただき、再度御協議いただきたいと考えています。詳細な日程につきましては、改めて調整を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**5 閉会**

(会 長) 長時間にわたり、御協議いただきましてありがとうございました。  
委員の皆様方からいろいろな御意見を頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。  
今日の会議の中で、御指摘賜りましたことを早急に整理させていただきながら、皆様方にお示しできる書類をそろえ、8月に次回会議を予定して報告させていただきます。今後とも、御指導賜りますようお願い申し上げます。本日の会議を終了させていただきます。